

いじめ事件にみる学校・家庭の責任

入 澤 充

はじめに

学校におけるいじめ問題が顕著になってきたのは1970年代後半以降であり¹⁾ さらにいじめを苦しめた子どもたちの自殺が増加してくるのは1980年以降のことである。特に1985年は、1月に茨城県で中学2年生の女子生徒が「もういじめないで」と遺書を残し自殺、2月には大阪府の中学1年女子生徒がいじめを示唆するメモを残し飛び下り自殺をし重体、3月には香川県の中学2年男子生徒がいじめを苦しめ飛び下り自殺、茨城県では中学3年男子生徒がいじめに悩み首吊り自殺、9月には兵庫県で女子中学生が「あだ名をいやがり？」始業式の朝、飛び下り自殺、福島県では中学3年の男子生徒が学校で給食費を脅し取られたり、殴られたのを苦しめ自宅近くの農機具小屋で自殺、10月には群馬県で中学2年男子生徒がバスケットへたと殴られ「一生恨んでやる」と遺書を残し農薬自殺を図り重体、4日後死亡、11月には東京都の中学2年の女子生徒がいじめを強要されて投身自殺、遺書に「私は出来ぬ」と残す、12月には青森県で中学2年生2人がいじめを苦しめて首吊り自殺を図り、1人死亡等々²⁾ 数多くの自殺事件が起こっている。

このようないじめ自殺事件に対して文部省、法務省、教育委員会、PTA等に対応策を打ち出すが有効な手だてもなく、悲劇が続いてしまった。そしてこの年の2月には長野地裁でいじめた子の両親と長野市に対して220万円の損害賠償支払い命令判決が出され、4月には浦和地裁で小学校4年生へのいじめ訴訟で、担任、市、加害者へ損害賠償支払い命令判決が出された。5月には栃木県で高校在学中のい

じめで心身症になったと学校に損害賠償を提訴、8月には大阪府で、中学時代のいじめで、生徒6人と親の計12人が訴えられ、また同月に前橋地裁では、級友のいじめが原因で植物人間状態になった中学1年の両親の訴えに対し市側の管理責任を認め3,800万円で和解成立、9月には広島で「いじめで息子が水死」したとして両親が5,700万円の損害賠償請求を提訴、10月には大阪地裁は、いじめ訴訟で「親の責任」を認めて慰謝料224万円和解成立等々の裁判の結果もあった³⁾。

そこで本稿は、以上のようないじめが「事件」として裁判提起（そもそも「事件」という用語は法学では訴訟事件をさす。）された事例を通して、前回（東京女子体育大学紀要第34号）の拙稿「学校事故と安全配慮義務」の続編として学校の責任＝安全配慮義務と新たに親の教育責任について考察を試みることを目的とした。

1 いじめとは何か

1999年11月13日の日本経済新聞は、町田の中2女子自殺 学校と両親和解「いじめの調査不十分」という見出しで、91年に自殺した東京都町田市立中学2年の女子生徒（当時13歳）の両親が提訴した事件について報じた。

自殺した女子生徒の両親が「いじめがあった疑いが強いのに、学校側が真相を報告しないのは不当」として市や当時の校長に2,000万円の損害賠償を求めて訴訟を提起していたこの事件の和解条項は、「①学校側の調査が不十分な上、両親に報告書を見せなかった。②市教委に「家庭その他の原因があるように思われる」報告をした。③自殺後の文化祭

で、親の無理解によって子供が自殺する劇をクラスに演じさせた。④自殺後に全校生徒に書かせた「いじめ」に関する作文の一部を焼却し、その時期について市教委にウソの報告をした—ことなどを学校側が認め、両親に謝罪した」というものである。

記事は「さらに、両親が今後自殺の原因を調べる際に真摯に協力し、問題解決に最大限の努力をすることを市側が約束した。」と続けている。

いじめの被害者が学校の管理責任を裁判で追及する直接的な動機は、学校側の事実の隠蔽と不誠実な対応によることが多い。上記の町田市の中学校の事件も同様である。これは学校で起こる事件・事故の特徴といえよう。

さらに、いじめ事件に関してはいじめた側の親の監督責任を追及する例も多くなってきている。いじめが学校で行われることが多いだけに、いじめもまた学校事故の「一種」といえるが、従来の学校事故訴訟は、教育活動中の教師及び学校の安全配慮義務違反や注意義務違反から不法行為責任等の有無を争うものであり、被害者の損害の回復を図ることが目的であった。たとえ加害者が子どもであってもその子どもの親の監督責任を問うことは少なかった。しかし、いじめ問題は学校だけの責任追及では解決しないのであり、親の監督責任を問うことは当然の帰結といえるのではないか。

1) いじめ多発の経済的・社会的背景

いじめの第1のピークは冒頭でも述べたように1970年代後半から「いじめ」という言葉がマスコミに出てくるようになった時点に始まる。この時期は大学紛争が収束に向かい、1980年に入ると中学生による校内暴力が増加し、1981年には警察庁が校内暴力対策会議を開催をするほど校内暴力がエスカレートしてきた時代でもあった。

日本の経済は1971年にアメリカのニクソン大統領によるドルと金の交換停止、10%の輸入課徴金の実施、90日間の賃金・物価の凍結等のいわゆるニクソン・ショックにより対ドルレートが1ドル=360円の固定相場制が崩れ、1973年には変動相場制に移行することになった。さらに1973年のオイルショック

は狂乱物価を呼び、1979年の第2次オイルショックで日本経済は停滞期を迎えてしまった。

1983年に入りアメリカの景気が上向きになると同時に日本の景気も上昇し始めた。1985年のプラザ合意は円高をよび地価を急騰させた。いわゆるバブル経済への突入だが、このバブル経済は長くは続かず、1990年の10月以降になると消費、鉱工業生産が伸び悩みバブル経済が崩壊し平成不況と呼ばれる時代に入ってしまった。現在までそれが続いている。この間失業率は5%近くの時代になってしまった⁴⁾。

このような約20年間の激しい経済変化の中でも高等学校や短大・大学への進学率は上昇し、現在では高校進学率は90%以上、大学進学率も50%に近づいている。教育の機会均等の理念からいえば、進学率の上昇は好ましい傾向である。しかし、過熱する受験競争や「横並び志向」に追いやられた結果が「異端」を排除し、いじめを多発させてきたという指摘もできる。

1997年の5月26日の日本経済新聞夕刊は「職場いじめの傾向と対策」として、職場の中で中高年社員を退職に追い込む嫌がらせの実態を報告している。そこにあるのは子どもたちの間で繰り返された「いじめの実態」の大人版である。

「一番つらかったのは、朝、あいさつしても誰も答えてくれないことでした。」と大阪府の23歳の男性が大学卒業後スーパーに就職し、配属された店舗で店長ら男性社員3人の嫌がらせを受けて翌年退職したことを報じている。これは子どもたちの間に行われた「シカト」と同じである。さらにその男性は品物の陳列の仕方が悪いと、客の前で激しく叱責されたり、アルバイトやパートの人も飲みに行ったとき、すべての飲み代を支払わせられたりしたこともあったという。子どもたちのいじめ事件では金銭にからむものも多く、その負担を誰かに言う「チクル」と称してさらにいじめが熾烈になっていった事件とも同質である。大人はその職場から離ればひとまず「いじめ」から開放されるが、子どもたちはそうはいかない。地域・学校といったしがらみが子どもたちに大きくのしかかってくる。そのためにいじめからのがれるには自ら死を選ぶしかないといっ

た切羽詰まった現実を見過ごすことはできない。

2) いじめがクローズアップされた事件

子どもたちのいじめが社会に衝撃を与えてきたのは1983年「横浜浮浪者襲撃事件」からでもある⁵⁾。この事件は中学生5人を含む少年10人が浮浪者を「抵抗しないから、面白いから」とゴミかごに入れて暴行し死に至らしめた事件である。少年たちは逮捕されたが、学校はこのころから校内暴力にかわり「いじめ」が注目されるようになってきた。子どもたちの「いじめ」はそれ以前からもあったが、その実態の詳細は紙数から限界があるので本稿では紹介できない。詳しくは季刊教育法64号を参照されたい。

そして、さらに衝撃を与えたのが1986年東京・中野区の中学生が「このままでは生きジゴク」だという遺書を残して自殺した中野区立富士見中学校事件であり、1993年の山形県新庄市での「児玉君マット巻き死亡事件」、1994年愛知県尾西市で同級生にいじめられ110万円以上の現金を取られたと遺書を残し自殺した「大河内清輝君事件」、1995年の新潟県上越市の伊藤準君自殺事件等々である。

3) いじめの定義と対策

いじめについて文部省や法務省の定義を総合すると「集団で自分より弱い一人又は少数の者に対して陰湿でじめじめと一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じている」ということができる⁶⁾。そして「面白半分や気晴らし、うつぶん晴らし」で「集団から異質なものをやみ出した者」を対象として行うのが特徴である⁷⁾。文部省は、このようないじめに対しては「社会で許されない行為は子どもでも許されないという態度で指導する」ことが大事であるという⁸⁾。

さらにいじめの分類に関して、文部省は「手段による分類」として「言葉での脅し、冷やかしのからかい、持ち物を隠す、仲間はずれ、集団による無視、暴力を振るう、たかり、お節介・親切の押しつけ」等々をあげ、その動機は、「怒りや憎しみ、鬱憤晴らし、性格的な偏り、関心をひくため、仲間を引き入れる、違和感」からだとしている⁹⁾。

法務省は、『学校に、「いじめ」の事実を指摘しても何らの措置をとらず、また、その事実を隠蔽しようとする疑いがあるとき。「いじめ」の背景に教師による体罰がある疑いがある場合。教師が「いじめ」を助長している疑いがあるとき。「いじめ」の結果、自殺、傷害等極めて重大な結果があるとき』は、人権侵犯事件又は予備調査事案として調査・処理を行うべきだとしている¹⁰⁾。

そして、いじめの原因として「核家族化、家庭の少子化から生ずる子どもの対人関係の訓練不足や地域社会の正義感や連帯感の希薄化、受験戦争の激化等々から時間的空間的に遊びの場がなくなる一方、欲求不満が増大していること等が指摘されているが、その根底には他人に対する思いやり、いたわり」といった人権意識の立ち遅れがあり、「集団の中の弱い者、異質なものを集団からはじき出そうとするまさに差別の芽」であるともいうのである¹¹⁾。

このようないじめに対して、文部省は平成10年版教育白書において「平成8年度には全国の公立小・中・高・特殊教育諸学校において約5万2,000件のいじめが発生し、前年度に比べて8,000件減少しているものの、依然として憂慮すべき状況にある。」と述べ、1998年7月に文部省・児童生徒の問題行動等に関する調査研究協力者会議が出した「いじめの問題に関する総合的な取組について～今こそ、子どもたちのために我々一人一人が行動するとき～」という報告書の1節をあげて学校関係者に強い自覚を促している。すなわち「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されないと強い認識に立つこと。」「いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。」「いじめは家庭教育の在り方に大きなかわりを有していること。」「いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。」という認識を持つようにいうのである。

さらにいじめ問題の解決には「家庭、学校、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むことが必要」であるといい、いじめる側に立つ子どもたちへの指導については、「いじめの非人間性やそれが他人の人権を侵す

行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるような教育的な指導の徹底や、校内の他の児童生徒と異なる場所での特別の指導計画による指導」を行い、「いじめの状況が一定の限度を超える場合には出席停止」措置を行ったり、「緊急避難としての欠席、学級替え等の弾力的運用」、「転校」措置の徹底等々、いじめられる子どもたちの立場に立って法律（学校教育法）の弾力的な運用を行うことが必要であるというのである¹²⁾。

2 いじめをめぐる事例と裁判—いじめは何が法的問題となるのか

以上のような対策が出され続けているにもかかわらず、いじめは一向になくなる気配はない。いじめは法務省が示すように子どもへの人権侵害として、憲法第11条、子どもの権利条約上の問題も生じる。また教育法上の問題としていじめられる子どもの教育をうける権利を侵害し、さらに学校においていじめを放置したり、いじめの事実の隠蔽を図ったりすると学校及び教師の安全配慮義務違反及び注意義務違反等の不法行為責任から国家賠償法上、民法上の問題も生じてくる。いじめた側の親の責任としては民法820条の監護教育責任、民法714条の監督義務責任の問題が生じてくる。これは子どもの権利条約18条の親の第1次養育義務とも関連してくることである。

少年法上の問題としては、いじめる側の少年たちの処遇問題、さらに悪質なものは14歳以上であれば刑法上の問題も生じてこよう。

そこで以下、「いじめ事件」に関する典型的な三つの裁判事例を通して、裁判所が学校の安全配慮義務、注意義務、家庭の監督責任をどう判断したか見てみたい。一つは転校後殴る、蹴る等の執拗な「いじめ」にあった小学生の事例と裁判所の判断がまったく違う二つの中学生自殺事件である。

1) 浦和市立三室小学校いじめ事件（第1 審浦和地裁昭和60年4月22日判決＝控訴審中に和解成立）

・学校設置者の安全配慮義務違反による過失責任及

び加害児童の両親の損害賠償責任を認容

(1)事件の概要

本件は近隣の市から小学校3年生の時に転校してきた女子児童が、転校直後から同じ組の男子児童に蹴る、殴る、つねる等々の暴行を継続的、集中的に受けるいじめにあい、担任教師に善処を求めているが何ら解決のないまま4年生に進級後に起きた事件である。

小学校4年生の女子児童 A（原告）が同じ組の女子児童 B・C と「帰りの会」終了後、担任教諭に呼ばれ、翌日に予定されている写生大会の際、写生場所付近に住んでいるこの3人の家庭で給水及びトイレの借用できるようそれぞれの父母に伝達、依頼して欲しい旨を託された後、帰宅すべく教室を出た。ところがその途中Cがトイレに立ち寄ったためAはBとともに、立ち話をしながらCを待つためトイレの壁際に向かい合って立っていた。そこへ男子児童 XとYが連れだってやってきて、YがAの背後からAの足下をめがけて足から滑り込みをかけ（「ズッコケ」とよばれるいたずらのことで当時クラスで頻繁に行われていた）、Aの両足の間に自己の左足をかませるようにしたため、Aは足を取られて前に転倒した。その際滑り込んできたYの身体に折り重なるように倒れたため、Aは事なきを得た。起きあがったAは、Yからの再度の襲撃を避けるため、Bとともに、立っている位置をやや教室よりに移動し、両手に荷物を下げた状態で再びBと向かい合って立ち話を始めたところ、今度はXが、Aの背後からAをめがけて足から滑り込みをかけ、Aの両足の間に自己の片足を差し込んで、Aの片足に引っかけたため、Aはバランスを失って前向きに転倒し、廊下の床面に激しく顔面を打ち付けた。この結果、Aは、上左右各第一歯破折脱臼、同第二歯脱臼、下左右ないし第三歯知覚過敏症の傷害を負った、というものである。

(2)原告の訴えの法的根拠

Aの両親は浦和市に対して本件は安全配慮義務の懈怠による事故であるとして国家賠償法第1条から

損害賠償を請求した。さらに2名の加害児童の父母に対して民法709条及び719条（共同不法行為）の不法行為責任、714条の無能力者（未成年者）の監督義務者及び監督者の責任から損害賠償を求めた。

(3) 裁判所の判断

裁判所は、A側の訴えの一つである学校の安全配慮義務について以下のような理由で認容した。学校長ないし教諭は「学校教育の場において児童の生命、身体等の安全について万全を期すべき条理上の義務を負うことは、学校教育法その他の教育法令に照らして明らか」である。その義務の具体的内容は「集団生活を営んでいくうえに必要な人格教育や予想される児童間の事故を防止するために必要な事項についての教育を施すべき義務をも包含」するものであり、「とくに児童と日常接触する学級担任教諭」の指導義務は「教諭の職責の中においても重要な地位を占めている」、というのである。

さらに「小学校の学級担任教諭としては、児童の生命、身体等の保護のために、単に一般的、抽象的な注意や指導をするだけでは足りないのであって、学校における教育活動及びこれと密接不離な生活関係に関する限りは、児童の一人一人の性格や素行、学級における集団生活の状況を日頃から綿密に観察し、特に他の児童に対し危害を加えるおそれのある児童、他の児童から危害を加えられるおそれのある児童については、その行動にきめ細かな注意を払って、児童間の事故によりその生命、身体等が害されるという事態の発生を未然に防止するため、万全の措置を講ずべき義務を負」わなければならないという。

そして、裁判所は浦和市と直接被害を与えた児童Xの両親に義歯補綴（ほてい）費用、慰謝料、弁護士費用の支払いを命じたのである。

(4) 加害児童の両親の責任

また、加害児童の両親の責任については、加害者の親が「教育機関に子を委託することを義務づけられている親は、教育機関の指導と助言に基づき子を養育していくものであり、本件事故は、学校側の

指導と助言が不十分であったことや教育機関の保護範囲内で突発的に起こったことが原因であるから、親の責任は免除されると主張したことに對して裁判所は厳しく以下のように判示するのである。「なるほど、小学校の校長や担任の教諭には、その教育活動の効果を十分に発揮する必要上、法定監督義務者の監督義務を一時的に排除して、児童を指導監督する権利義務が与えられて」おり、「学校内で起きた児童の違法行為に関しては、学校側のみが責任を負担し、親権者はその責任を負わない場合のあり得ることは、これを認めなければならない。しかしながら親権者は、その子どもたる児童が家庭内にいると家庭外にいるとを問わず、原則として子どもの生活全般にわたってこれを保護監督すべきであり、少なくとも、社会生活を営んでいくうえで基本的規範の一として、他人の生命、身体に対して不法な侵害を加えることのないよう、子に対し、常日頃から社会生活規範について理解と認識を深め、これを身につけさせる教育を行って、児童の人格の成熟を図るべき広汎かつ深遠な義務を負うといわなければならない。たとえ、子どもが学校内で起こした事故であっても、それが他人の生命、及び身体に危害を加えるというような社会生活の基本規範に抵触する性質の事故である場合には、親権者が右のような内容を有する保護監督義務を怠らなかつたものと認められない限り、（学校関係者の責任の有無とは別に）右事故により生じた損害を賠償すべき責任を負担する」ものというべきである¹³⁾ というのである。

この判決は、学校生活においても家庭の責任があることを明確に示したものとして議論を呼んだ¹⁴⁾。

2) 中野区立富士見中学校事件

中野区立富士見中学校事件は、被害生徒が1986年に下記のようなショッキングな遺書を残して自ら死を選んでいったことから大きな社会問題になっていた。

『家の人そして友達へ 突然姿を消して申し訳ありません。詳しいことについては、〇〇〇とか、〇〇〇とかにきけばわかると思う。俺だってまだ死にたくないよ。だけど このままじゃ「生きジゴク」

になっちゃうよ。ただ、俺が死んだからって、他のヤツが犠牲になったんじゃないじゃないか。だからもう君達もバカな事をするのはやめてくれ。最後のお願いだ。昭和61年2月1日 ○○○○』(○○○には実名が記されていたが本稿では割愛した。筆者注)

本件は、控訴審まで争われたが、第1審は平成3年3月27日に東京地裁で判決が下された。

(1)事件の概要

当時、中学2年のA君は、いじめグループと交遊を重ねていたが、グループ内でいわゆる「パシリ」(使い走り)や登下校の際に鞆持ちなどの役割を演ぜられ、休憩時間中にはいじめグループの生徒らから顔にフェルトペンで髭のような模様を書き込まれ教室前の廊下等を歩かされたりした。また、使い走りをしたことを教師に「チクった」(告げ口)として暴行を受けたりしたため、彼らと離れようとしたが、いじめグループはいっそう暴行を加え、公園で上半身を裸にさせ滑り台を滑り降りすることを強いたり、体育見学中にA君に歌を歌わせたり、校庭の木に登らせて木を揺さぶるなどのいじめを繰り返した。さらにA君を死んだことにして「葬式ごっこ」を行い、教諭4人を含む生徒らが色紙に寄せ書き、署名をしたうえ、A君の机上に花、線香等を添えて色紙を置き、A君に示した。この「葬式ごっこ」を契機としていじめはいっそう執拗、陰湿なものになっていった。

A君はこれらの一連のいじめを苦にして、上記のような「遺書」を残し、盛岡駅のトイレで自殺した。

(2)原告の訴えの法的根拠

A君の両親は、自殺の原因は本件中学校ではいじめが恒常化、公然化していたにもかかわらず、その本質及び深刻さを理解していなかった。また、教員はいじめの現場を目撃したときは、単にA君をなくさめ、いじめた者に対してひととおりの注意を与えるにとどまり、いじめ根絶のための抜本的対策を講じていなかった。事件の起きた1985(昭和60)年当時は、いじめを苦にして自殺をする小中学生が多く

社会問題化していたにもかかわらず、適切な対応をしていなかった等々にある、として学校設置者の中野区に対して在学契約関係に基づく安全配慮義務違反から債務不履行に伴う損害賠償請求、国家賠償法1条1項の規定から損害賠償請求を行った。さらに、いじめにより暴行を加えた生徒の両親を民法709条、719条を理由とする監護義務違反の損害賠償を請求した。

(3)裁判所の判断

本件における争点は、A君に対していじめはあったのか、自殺はいじめが原因だったか、教師たちはA君が自殺することが予見できたか等々であったが、東京地裁は、A君がいじめを苦にして自殺したと予見はできないが、暴行等については学校側にも安全保持義務違反があり、さらにいじめを行った生徒の親権者に対しての監督義務違反も認め、暴行等によって被った苦痛に対する精神的慰謝料の支払いを命じた。

最大の争点となった「いじめが原因による自殺」に関して、自殺は、一個人の意図的行為であり、その最後の一瞬までその者の意思に依存するものであるとし、「人がいかなる要因によって自殺への準備状態を形成し、それとの相関的な関わりにおいて何を直接的な契機として自殺を執行するに至るかの心理的・精神的な機序」は外部においては不可視である、と自殺の予知は不可能であると判示した。

また、学校教育上の安全配慮義務に関して、公立学校における在学契約関係による債務不履行責任は否定したものの「学校設置者は、特別の法律関係に入った者に対する支配管理者的立場にある者の義務として、それにより生じる一切の危険から生徒を保護すべき責務を負う。安全保持義務は、学校教育と密接に関連する生活場面において他の生徒からもたらされる生命、身体等への危険にも及ぶ」と学校の安全配慮義務は認定した。

さらに子どもたちへの危険が及ぶようなことがあったら「教諭その他の学校教育の任に当たる者としては、その職務として、生徒の心身の発達状態に応じ、具体的な状況下で、生徒の行為として通常予想

される範囲内において、加害生徒に対する指導、監督義務を尽くして加害行為を防止し、いわゆる学校事故の発生を防止する注意義務」があるともいうのである。

そして、以下のようにいじめに関する学校の責務について述べるのである。

いじめをなくすことは学校教育の実現すべき理想であるが、その根絶自体は、犯罪のない社会がないのと同様に不可能である。子どもたちは家庭に次ぐ仲間集団である学校という小社会で異なった存在や主張をもつ他者とのめぐりあい、正邪、強弱等を体験して社会化を遂げていく。学校教育の課題や学校当局者の責務は、生徒らがいじめの克服を通して主体的に自我を確立し、他者に対する思いやりの精神を身につけていくことに向けられるべきのものである。

この学校教育の一つの理想の達成が現実的には不可能であるという前提に立ち、学校設置者の負う安全配慮義務は、「いじめの具体的な態様又は程度、被害生徒と加害生徒の年齢、性別、家庭環境等の諸般の具体的な状況に照らして、そのまま放置したのでは生命若しくは身体への重要な危険又は社会通念上許容できないような深刻な精神的・肉体的苦痛を具体的に予見されるにもかかわらず、故意又は過失によって、これを阻止するためにとることのできた実効的な方策をとらなかったとき、初めて安全配慮義務違反の責めを負う」に至ると判示する。

加害生徒の両親の責任については「未成年者の親権者としての義務違反と未成年者の不法行為によって生じた結果との間に相当因果関係を認めることができる限度において、民法709条の規定に基づき、その損害を賠償すべき」である。本件については、日頃からきめ細かく子どもの動静を継続して観察し、父母としての適切な方策を講じていればA君に対しての暴行等を予見し回避することができた。にもかかわらずこれを怠ったのは親権者として尽くすべき監督義務の違反がある。ゆえに民法709条、719条の規定によって、A君が被った精神的苦痛に対する損害を賠償すべき責任がある、と判示した¹⁵⁾。

第2審の平成6年5月20日の東京高裁判決は、

「本件いじめが自殺の主たる原因であることは疑いを入れない。いじめを長期間にわたって防止できなかった教員らには過失がある。中野区は、そのために受けた肉体的、精神的苦痛に対する損害賠償責任を負う。しかし、自殺に至ったことについての責任までは負担しない。」として、自殺は同級生によるいじめが主たる原因であると認定したのであるが、自殺の予見可能性については第1審同様認容しなかった¹⁶⁾。

3) いわき市立中学校いじめ自殺事件

中野区立富士見中事件判決の1年前1990年12月26日に下されたいわき市立中学校いじめ自殺事件の福島地裁いわき支部判決は明確にいじめと自殺の因果関係を認め、学校教育関係者に大きな警報をならした。

(1)事件の概要

1985年当時福島県いわき市立中学校3年生だったA君は、1年生のときからBをリーダーとする同級生のいじめグループから暴行を受けたり、Bの子分のように扱われ金銭を強要されていた。2年生以降になるとそれが激しくなったため、A君は教師にいじめの事実を訴えたため教師はBに指導を行った。しかし、Bは教師に訴えたことに対し報復をし、いじめが繰り返されるだけであった。そのためA君は教師に対して沈黙しいじめ否定するようになった。3年生になったとき、A君はBから4万円を強要され、そのために教室荒らしをしたところ教師に発見された。そこでA君は教師にBに4万円を強要されたことを告白したが、教師は盗みに対してだけ指導し、Bに対しては指導をしなかった。このためBはA君に報復をするためA君を探しまわしたりした。またA君の母親が盗みのことで学校に呼び出されたことから、A君は自殺をしてしまった。

(2)原告の訴えの法的根拠

A君の両親、祖母、兄弟姉妹らが学校設置者であるいわき市とBの両親に対して、8,300万円余りの損害賠償を請求。その後Bの両親とは500万円を和

解が成立したため、争いはいわき市との関係だけになった。

争点は、A君の自殺がBらによる継続的ないじめを苦にしたものであり、学校側には、このようないじめからA君の心身の安全を保持すべき義務があるにもかかわらず、右義務を怠り、いじめを看過し放置した責任があるというのである。これに対して学校側は、A君に対するいじめを認識しうる状況にはなかったし、A君の自殺を予見することは不可能であったと主張し、自殺の原因について全面的に争った。

(3)裁判所の判断

裁判所は、(Bのいじめの実態について)「これはまさに近時大きな社会問題化しているいわゆる『いじめ』そのものにほかならず、それも極めて程度の重い悪質なものであったといわなければならない。」との認識を示し、「いじめについての学校側の安全保持義務は、既に一定の事実が把握されており、その事実だけからしても重大かつ深刻ないじめの存在が推察されるという時のほか、生徒やその家族から具体的な事実の申告に基づく真剣な訴えがあったときには、いじめの特質に思いを致して決してこれを軽視することなく、適切に対処をしていかなければならない。」と断じるのである。

さらに「この時点で、先に述べたようにいじめの問題に対する真剣な対応策がとられておれば(その手はじめに徹底した事実調査に着手していただいても)、A君の自殺という最悪の自体を十分に阻止することができたものと思われる」から学校側の過失とA君の自殺との間に相当因果関係があり、「学校側の安全保持義務違反の有無を判断するに際しては、悪質かつ重大ないじめはそれ自体で必然的に被害生徒の心身に重大な被害をもたらす続けるものであるから、本件いじめがA君の心身に重大な危害を及ぼすような悪質重大ないじめであることの認識が可能であれば足り、必ずしもA君が自殺することまでの予見可能性があることを要しないと解するのが相当である。」と判示した¹⁷⁾。

おわりに

以上の考察から、学校・教師は教育上の法的責任として、子どもたちの生命、身体、健康の安全を確保すべき注意義務を有していることが明確になった。それは教育活動と密接不離の関係にある生活関係において生じた不法行為の有無については、その行為の時間、場所、態様等諸般の事情を考慮し判断されるが、子ども・生徒の学校生活において通常発生することが予測できるような行為について代理監督者として責任を負うことになる、ということである。

しかし、学校内でいじめによる「事件」が生じたときは、当事者が子ども同士という関係で双方の「人権」が問題になってくる。いじめは前述のような「子ども・生徒の学校生活において通常発生することが予測できるような行為」なのか判断は難しい。まして子どもが「加害者」であった場合、学校は警察のような「責務」を有するののかという問題も出てこよう。マスメディアは、学校でいじめ等の事件が起きたときは、学校情報の閉鎖性を指摘するが、子どもたちひとりひとりの人権を考えた場合「情報」は関係当事者のみにしか伝達しないということが重要なことではないだろうか。

一方で、教師の仕事は、ひとりひとりの人間性の育成と「未来の主権者」を教育するという重要なものである。ゆえに「被害者」の人権をもっと重視し、二度と事件が起きないように指導を徹底し、事件や事故が起きたら先の福島地裁いわき支部の判決がいう「問題に対する真剣な対応策」に取り組むことが重要である。いじめは「人権の侵害」であり、いじめ克服の指導の徹底こそが人間の尊厳を育成するという教育目的に沿うことになる。そういう意味でいじめをなくす指導の責務が学校及び教師にはある。

さらに、親権者は子どもの学習権保障の責任を果たすために、子どもに対し学校教育を受けさせる義務を負い(教育基本法第4条)、民法820条に基づく子どもの監護及び教育の権利を有し、義務を負っている。学校に我が子の教育を託すということは生活指導面に関して全面的に委ねてしまうということである。

はない。親権者の養育責任は、原則として子どもの生活全般にわたって保護監督すべきものであり、少なくとも、社会生活を営んでいく上での基本的規範の一つとして、他人の生命、身体に対し不法な侵害を加えることのないよう、子に対し、常日頃から社会的規範についての理解と認識を深めさせることである。そして、そのような社会的規範を身につけさせる教育を行い、子どもの人格の成熟を図るべき広範な義務を負っている、といえるのである。これは18歳未満までの子どもに対して全般的に負わなければならない。

最後に現在の学校教育、家庭教育には課題が山積していることをあげておきたい。例えば先の浦和地裁の判決が示すように、特に小学校においては教師の日常のきめ細かな指導（教育及び生活）が求められるのであるが、一学級当たりの子どもの人数の問題、教員配置の問題が解決されなければ、現在のように多様化している子どもや親の期待に沿うようなきめ細かな指導は不可能である。子どもの数が自然に少なくなるのを待つのでは教育行政の役割を果しているとはいえない。また、いじめが起きる社会的背景・教育的背景を同時に把握し、学校で出来ることと出来ないことを明確に認識しておく必要がある。そのような政策を実施しないで教師だけにきめ細かな指導を求めるのは酷である。

また、保護者との連携による対応が必要であると中野区立富士見中事件の東京地裁判決はいうが、保護者が自分の子どもの教育に無関心であった場合の対応は難しい。いわき支部判決は、母親は自殺した生徒が頻繁に小遣いをせがむのに対して用途を確かめることなく与えていたことは問題である、と判示し7割の過失相殺を認めている点からも家庭の責任は学校の責任同様大きいといわなければならない。子どもの生命・身体の安全は学校教育と家庭教育の連携によってよりいっそう保持されるという側面を併せ持つのである。

注

1) 詳しくは季刊教育法64号、1986年9月臨時増刊

号、体罰・いじめ、35ページ以降の「いじめ」問題年表を参照、エイデル研究所。

2) 同上。

3) 同上32ページ以下。

4) 三橋規宏・内田茂男、1994年、昭和経済史〔下〕、日本経済新聞社、12ページ以下。経済状況の変化は国民生活に多大な影響を与える。平成不況と呼ばれる現在、雇用リストラが進む一方で若者の失業率も上昇している。大学生や高校生の就職難を「超氷河期」と呼称しているが、未来展望のない社会状況の中に「いじめ」の遠因をみつけることは容易である。このことに関しては参考文献であげた鎌田慧、1998年、いじめ社会の子どもたち、講談社文庫を参照されたい。

5) 季刊教育法64号、35ページ以下。

6) 季刊教育法64号、90ページ。なお、いじめの定義について各研究者の意見が異なるという見解があるが、「集団で自分より弱い一人又は少数の者に対して陰湿でじめじめと一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じている」ことといういじめの定義は一般化している。この身体的攻撃とは相手が嫌がるのに繰り返し行ういわゆる「ふざけっこ」も範疇に入る。本稿で引用している浦和市立三室小学校の事件はこれに該当する。

7) 同上90ページ。

8) 同上84ページ。

9) 同上90ページ。

10) 同上90ページ。

11) 同上90ページ。

12) なお、教育白書はインターネットによる文部省のホームページから検索した。

13) リーガルベース必要全文（民・事商編）第5版、いじめ事件から検索。

14) 別冊ジュリスト教育判例百選（第三版）、1992年、有斐閣、164ページ以下。

15) 判例タイムズ757号、1991年、判例タイムズ社、98ページ以下。朝日新聞1991年3月27日夕刊。なお、本件といわき市立中学校事件の報道や判例紹介を行う専門誌等は自殺した生徒の名前を

実名で記していたが本稿では浦和市立三室小学校事件との整合性をはかり匿名にした。

- 16) 判例時報1495号、1994年、判例時報社、42ページ以下。
- 17) リーガルベース必要全文（民・事商編）、第5版、いじめ事件から検索。

参考文献

1. 季刊教育法62号、1986年、いじめ・体罰の法的検討、エイデル研究所。
2. 季刊教育法64号、1986年9月臨時増刊号、体罰・いじめ、エイデル研究所。
3. 季刊教育法101号、1995年、いじめ・少年非行・家族・福祉の法律問題、エイデル研究所。
4. 季刊教育法105号、1996年、いじめへの対応、エイデル研究所。
5. 池弘子・香川知晶訳、1996年、いじめ、ひとりで苦しまないで 学校のためのいじめ防止マニュアル イギリス教育省の試み、東信堂。
6. ミッシェル・エリオット ジェーン・キルパトリック共著、平野裕二訳、いじめに立ち向かうキッドスケープ・トレーニング・ガイド、1997年、アドバンテージサーバー。
7. 鎌田慧、1998年、いじめ社会の子どもたち、講談社文庫。
8. 添田久美子、1999年、アメリカにおける学校の安全配慮・指導監督義務責任について、神戸大学教育学会研究論叢第6号。
9. 門脇厚司、1999年、子どもの社会力、岩波新書。

追記

本稿は、平成11年度東京女子体育大学個人研究費の交付を受けて、アプリケーションソフト「リーガルベース」を購入し、学校事故について判例検索を行い、それを利用して執筆したものである。